

事務連絡  
令和5年1月31日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

各都道府県医師会及び医療機関並びに各都道府県警察との連携の推進等について

平素より医療行政へのご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、埼玉県における在宅医療従事者に対する殺人等事件等、在宅医療従事者の安全に係る事案が発生しているところです。これに関し、日本医師会の依頼を受け、警察庁より各都道府県警察に対し、各都道府県医師会等と連携して医療従事者の安全の確保へ向けた取組を推進するよう求める通達が発出されております（参考）。各都道府県衛生主管部（局）におかれましても、各都道府県医師会や医療機関、各都道府県警察と連携し、在宅医療従事者等の安全確保のための意見交換の機会を設ける等の取組を推進頂くようご協力をお願い致します。

なお、厚生労働省では、令和4年度厚生労働科学研究費補助金において、在宅医療従事者に対する暴力・ハラスメントの事例や対策に関する調査研究を実施しており、その研究成果について、今後情報提供を予定しております。

（参考）

「各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について（通達）」（令和4年6月20日付け警察庁丁生企発第346号・丁刑企発第59号警察庁生活安全局生活安全企画課長・刑事局刑事企画課長通達）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/20220620ishikai.pdf>